

仕 様 書

1. 物品名

業務用洗濯機・乾燥機

※機器仕様は別紙参照

2. 納入期限

令和2年3月31日（火）

3. 納入場所

市立甲府病院 ベッドリネンセンター

4. 留意事項

供給の際は、以下の留意事項並びに各関係法令等を遵守し行うこと。

(1) 搬入・設置及び試運転調整等

(ア) 機器の搬入及び設置にあたっては、担当者と事前に打合せの上、その指示に従うこと。

(イ) 機器の搬入及び設置にあたっては、患者・来院者及び職員等に影響の無いよう十分安全対策を講ずるとともに、必要に応じて機器、施設内等の養生を行い、機器及び施設に損傷の無いようにすること。

(ウ) 機器設置後、現地試運転調整を行い、正常に稼動することを確認すること。

(エ) 搬入・設置及び各調整にあたり、病院建物及び付帯設備等の改修の必要が生じた際は、供給者の負担において行うこと。

(オ) 機器入替作業に伴い、既存スチールパーテーションを撤去し、間口を機器搬出入で
きる幅に広げること。機器設置後は現状復旧とする。

(カ) 機器の入れ替えにあたり給排水管・蒸気配管については配管し直すこと。給水・給湯・蒸気配管については保温工事も行うこと。（施工にあたっては、国土交通省監修・公共建築工事標準仕様書（最新版）に準拠すること。）

(キ) 当院の施設及び各設備等に損傷を与えた場合は、担当者へ速やかに報告し、その確認を受けた上で供給者の負担により修繕・部品交換等の必要な措置を講じ、原状の復帰に努めること。

(2) 撤去

既存機器 SCW-5221WH（洗濯機）及び SCD-3254S（乾燥機）各1台の撤去費を含み、担当者の指示に従い、適切に行うこと。

(3) 研修等

(ア) 機器の操作方法、日常的な保守及び留意事項等について、担当者及び機器使用者に

十分な研修を行うこと。

(イ) 機器稼動後においても、必要に応じ操作方法等を説明し指導を行うこと。

5. その他

(1) 機器の保障期間は、引渡し時から1年とする。

(2) 取扱説明書等必要書類については、日本語で記載されたものを必要部数提供すること。